

資料2

京 都 府 報 告 資 料

平成25年度における児童虐待相談等の状況について（速報値）

平成26年7月28日
京都府健康福祉部
家庭支援課
(075-414-4592)

京都府家庭支援総合センター等（児童相談所（3箇所））における平成25年度の児童虐待相談・対応及び府内（京都市除く）の被措置児童等虐待の状況については、下記のとおりでしたので、お知らせします。

記

1 相談状況

(1) 相談受案件数（平成25年度中に児童相談所が相談を受け付けた件数）

○ 新規の相談受案件数：964件（前年度より232件増 前年度比131.7%）

<主な増加要因>

- ▶ 福祉事務所からの通告が185件（前年度比176.2%）と増加
- ▶ 警察からの通告が191件（前年度比126.5%）と増加
- ▶ 市町村だけでは対応困難な事案の増加
- ▶ 性的虐待の通告が増加（30件 23年度の6倍）

年度	19	20	21	22	23	24	25
府内3児相計 (前年度比%)	485 (127.3)	370 (76.3)	422 (114.1)	528 (125.1)	619 (117.2)	732 (118.3)	964 (131.7)

○ 主な虐待者：実母及び実父による虐待が多い

- ・実母 24年度：461件 → 25年度：566件
- ・実父 24年度：200件 → 25年度：306件

○ 虐待の種類

- ① 心理的虐待 420件（構成比：43.6%）
- ② 養育保護の怠慢・拒否 294件（構成比：30.5%）
- ③ 身体的虐待 220件（構成比：22.8%）

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」が昨年8月に改正され、直接虐待が行われていることが確認できなかったきょうだいについて、虐待の場面を見聞きしていると考えられることから、心理的虐待として受理することとなり、心理的虐待の占める割合が増加。

(2) 相談対応件数（平成25年度中に児童相談所が援助方針を決定した件数）

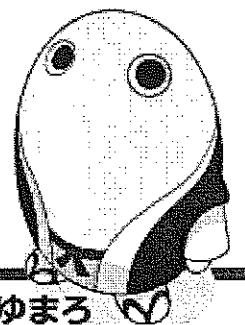
865件（前年度比179件増（126.1%））

※相談対応件数は援助方針を決定した件数であり、相談を受理してから調査や関係機関との調整を行っている件数は含まない。

2 被措置児童等虐待の通告件数

0件（24年度 0件）

児童虐待相談受案件数の年次推移等は裏面を参照



■京都市児童相談所における児童虐待相談受案件数

1 受案件数の年次推移

(25年度は速報値)

年度	19	20	21	22	23	24	25
児相名							
家庭支援総合センター	164	104	90	140	148	175	227
南部家庭支援センター (宇治児相)	170	157	208	219	308	321	498
北部家庭支援センター (福知山児相)	151	109	124	169	163	236	239
計	485	370	422	528	619	732	964

2 経路別受理状況

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	その他	合計
23	42	8	159	4	105	2	8	24	8	146	18	95	619
24	71	15	188	8	105	1	1	33	11	151	27	121	732
25	59	28	203	9	185	10	2	29	9	191	35	204	964
構成率(%)	6.1	2.9	21.1	0.9	19.2	1.0	0.2	3.0	0.9	19.8	3.6	21.2	100.0

3 主たる虐待者

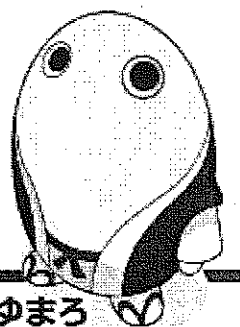
年度	実父	実父以外 父親	実母	実母以外 母親	その他	合計
23	156	46	388	7	22	619
24	200	53	461	7	11	732
25	306	60	566	5	27	964
構成率(%)	31.7	6.2	58.7	0.5	2.8	100.0

4 虐待の種類

年度	身体的虐待	性的虐待	養育保護の怠慢・拒否	心理的虐待	合計
23	205	5	198	211	619
24	211	19	217	285	732
25	220	30	294	420	964
構成率(%)	22.8	3.1	30.5	43.6	100.0

5 年齢別虐待内容別分類(25年度)

	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校生他	合計
身体的虐待	22	49	85	44	20	220
性的虐待	3	7	9	5	6	30
養育保護の怠慢・拒否	48	48	104	57	37	294
心理的虐待	100	114	135	50	21	420
計	173	218	333	156	84	964



京都府における児童虐待施策の主な取組

【平成19年度】

- ▶ 児童相談所における体制強化
児童福祉司等専門職員及び虐待対応協力員の増員 ※体制は継続的に強化
- ▶ 「虐待対応専任職員」の配置
府内7箇所の保健所に児童相談所兼務職員として配置し、児相と連携して市町村（要保護児童対策地域協議会）の立ち上げを支援
- ▶ 「児童相談所業務外部評価委員会」の設置
外部有識者により児童相談所業務及び市町村（要保護児童対策地域協議会）との連携状況に対する評価を実施 ※48時間ルールの徹底や直接、目視による安全確認を実施

【平成20年度】

- ▶ 「児童相談システム」の導入
ITシステムを導入して児童相談所における情報の共有化やケースの進行管理等に活用
- ▶ 「要保護児童対策地域協議会」の府内全市町村での設置
市町村における関係機関のネットワークの整備により連携した対応を推進

【平成22年度】

- ▶ 「家庭支援総合センター」の開設
児童相談所、婦人相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所を統合し、家庭問題に総合的に対応する体制を整備 ※市町村支援や研修による資質の向上を機能として位置付け
- ▶ 「家庭支援サポートチーム」の創設
児童虐待等の困難事案に対し助言を行うため、様々な分野の専門家で構成するチームを編成
- ▶ 「被虐待児等入院サポート事業」の開始
虐待等により医療機関での入院治療を伴う乳幼児への付添等を実施
- ▶ 「医療機関用子どもの虐待対応マニュアル」の作成

【平成23年度】

- ▶ 「一時保護児童学習サポート事業」の開始
児童相談所への一時保護により通学できない児童に対し、学習指導の充実を実施
- ▶ 「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）ガイドライン」を作成

【平成24年度】

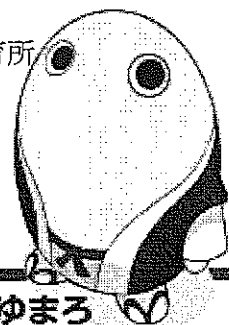
- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携方策」の実施
医療機関の妊娠・出産期からの養育支援情報を市町村につなぎ、早期に地域で支援が可能となる仕組みを運用開始（現在の府南部地域から府域全域に拡大へ）
- ▶ 「市町村児童虐待見守り対応マニュアル」を作成
- ▶ 「児童虐待防止アドバイザー市町村支援事業」の開始
市町村（要保護児童対策地域協議会）の困難ケース等への助言等を行うため、学識経験者等の派遣を実施（7月～）

【平成25年度】

- ▶ 「宇治児童相談所京田辺支所」の開設（4月1日）
京都府南部地域において、よりきめ細やかな子どもの相談体制を整備し、身近な地域で児童虐待事案や子どもに関する相談に迅速に対応するために開設
- ▶ 「寄り添い型家庭支援事業」の開始
家庭支援総合センターに「児童虐待・DV被害者支援チーム」を設置し、児童福祉施設退所児童への支援、虐待する（虞のある）保護者への指導・教育、DV被害者や同伴児童への支援を実施
- ▶ 「市町村職員の家庭問題対応力向上研修」の開始
市町村（要対協）職員の保護者対応技術力の養成等、児童虐待に関する専門的な対応・技術力の強化を図る
- ▶ 「京都府要保護児童対策地域協議会」の設置
児童虐待及び特定妊婦に係る案件において、市町村域を越えての情報共有が可能な仕組みを構築

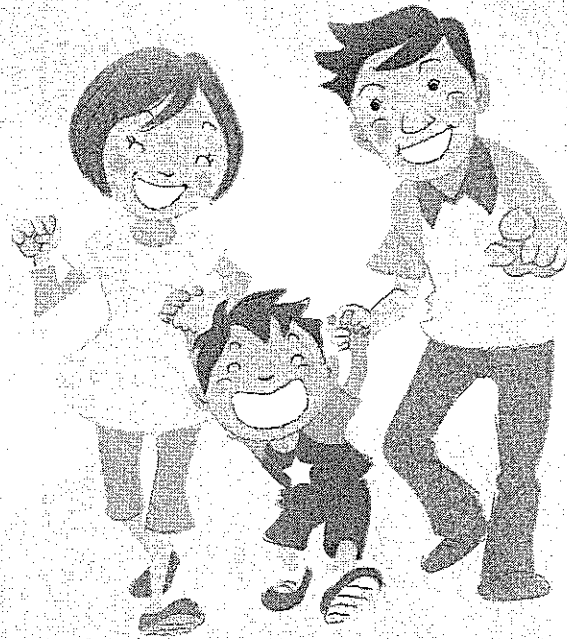
【平成26年度（予定）】

- ▶ 「親育ち支援保育士」の養成
養育力等に課題のある保護者に対し、専門的プログラムを修得した保育士が保育所内で保護者に対し、小規模グループの研修会や助言を行う
- ▶ 「保護者指導プログラム」の実施範囲の拡大
平成25年度に設置した「児童虐待・DV被害者支援チーム」による保護者指導プログラムを府内に拡大
- ▶ 「児童虐待未然防止に関する医療機関との連携エリア拡大
平成24年度に開始した医療機関との連携を府内全域に拡大し連携開始



里親になりませんか

～あなたを必要としている子どもがいます～



親のいない子どもや、親がいても、いろいろな事情で
一緒に暮らしていくことのできない子どもがいます。

里親は、本来の家庭に代わって、こうした子どもたちが明るく健やかに成長できるよう

自分の家庭に迎え入れ、家庭的な雰囲気の中で、
温かい愛情と正しい理解をもって育ててくださる方のことです。

里親についての御相談は

京都府家庭支援総合センター

〒605-0862 京都市東山区清水四丁目185-1
TEL 075-531-9606

京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）（宇治児童相談所 京田辺支所）

〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻13-1
TEL 0774-44-3340

〒610-0332 京田辺市興戸小毛詰18-1
TEL 0774-68-5520

京都府北部家庭支援センター（福知山児童相談所）

〒620-0881 福知山市宇掘小字内田1939-1
TEL 0773-22-3623

 京 都 府



里親には次の種類があります

養育里親

専門里親

養子縁組里親

親族里親

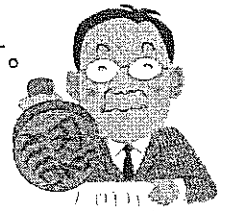
里親に期待される役割とは

- 特定の大人との愛着関係のもとで養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得することができます。
- 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフスタイルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できます。
- 家庭生活の中で人との適切な関係を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができます。

里親になるまで



- 1 まず、家庭支援(総合)センター(児童相談所)に相談してください。
- 2 家庭訪問など調査を行います。
- 3 里親に関する研修を受けます。
- 4 社会福祉審議会で審議を行います。
- 5 知事が里親認定し、里親名簿に登録されます。



委託されたときの費用について

里親が子どもの委託を受けると、その子どもに必要な生活費や教育費、里親手当が支給されます。(支給額については、子どもの年齢や里親の種類によって異なります。)

なお、子どもの医療費については、公費負担があります。

また、万が一子どもが第三者に対して損害を与えた場合には、里親損害賠償責任保険による補償が受けられます。(詳しくは、各家庭支援(総合)センターへ)

